

# 印刷けんぽ

ニュース No.191

全国印刷工業健康保険組合  
東京都中央区新川1-5-13  
☎03-3551-9301  
令和2年4月27日発行

<http://www.insatukenpo.or.jp>



● ● ● 知っ得!! 健康情報 ● ● ●

成功率 **8割以上!**※ 2020年4月1日から

## 禁煙外来の補助が始まります



<対象者> 令和2年4月1日時点で20歳以上の被保険者及び被扶養者

<対象期間> 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの受診分

<定員> 100名 年度内に申請人数が100名を超える場合は、先着順とします。

<補助額> 1名につき **10,000円** 自己負担額が10,000円未満の場合には、自己負担額を限度とします。

<締切日> 令和3年4月9日(金) 必着

詳細については、印刷健保ホームページや事業所へ送付した通知をご覧ください。

日本人全体の喫煙率が17.8%（平成30年度国民健康・栄養調査）であるのに対し、印刷健保加入者の喫煙率は**31.3%**（2019年度健康スコアリングレポート）と大幅に高い数値となっています。

また、禁煙5年未満の人と禁煙10年以上の人の医療費を比較すると、年間で約8万円になることが分かっています（健保連ホームページ「ゼロからわかる！健康保険基礎知識」より）。喫煙率の低下は、皆様の健康、医療費の適正化ひいては印刷健保の財政健全化にとっても大切な取り組みです。ぜひ、禁煙外来をご活用ください。

※ニコチン依存症管理料による禁煙治療の効果等に関する調査報告書（平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査）より

【お問合せ先】保健推進課（内線501～505）

無料電話相談 こころの相談ネットワーク

☎0120-681-199

携帯電話からご利用いただけます。

利用時間 月～金 9:00～21:00

土曜日 10:00～18:00

※日・祝日、1月1日～3日は利用できません。



Webサイト こころのオンライン

PC・スマートフォン版サイト:

<https://www.healthy-hotline.com/>

携帯版サイト:

<https://www.healthy-hotline.com/m>

ログインID: 健康保険証に記載されている

「0」から始まる8桁の保険者番号

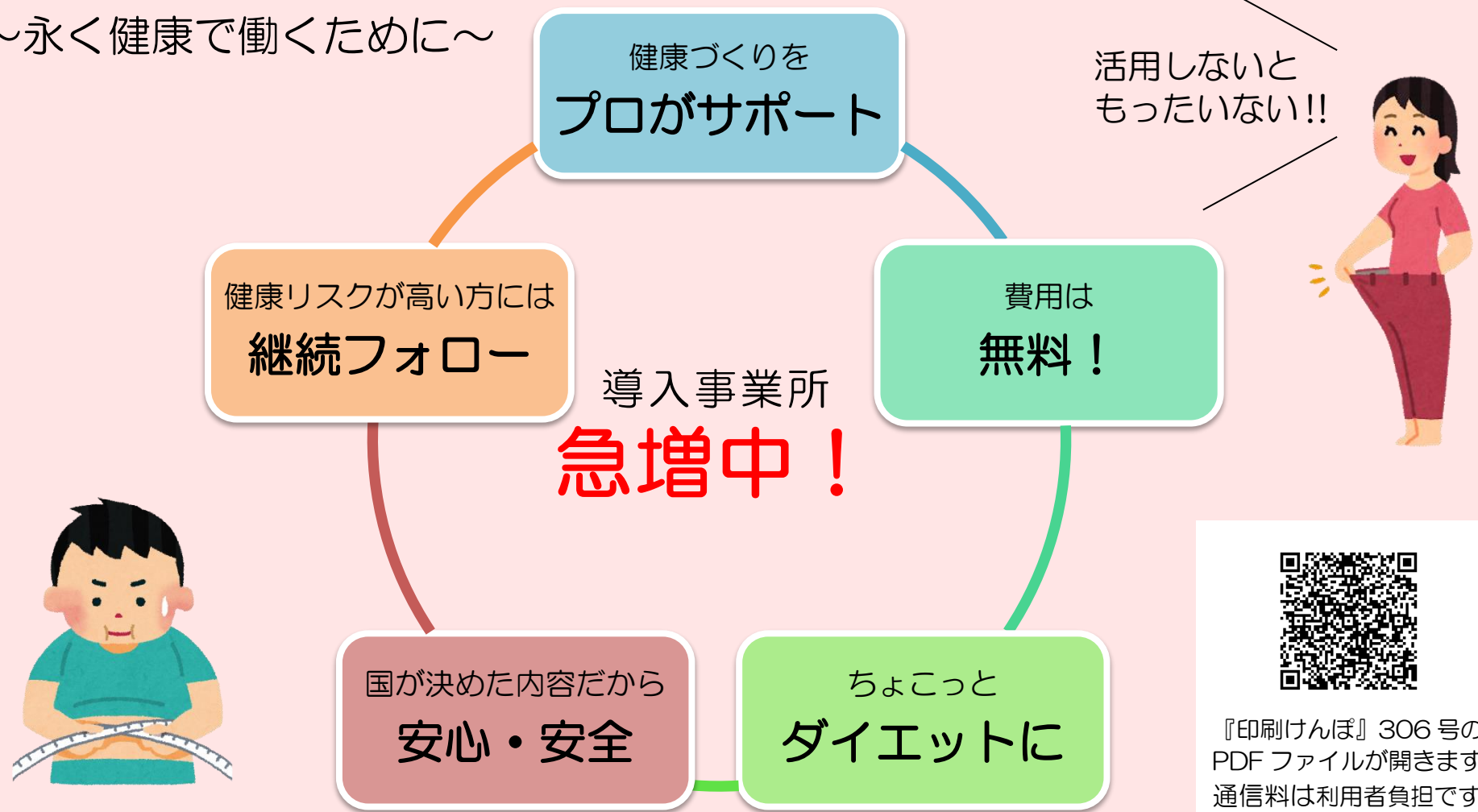
スマートフォン  
・ケータイ用



※パケット通信料は  
利用者負担

# 特定保健指導をご活用ください

～永く健康で働くために～



『印刷けんぽ』306号のPDFファイルが開きます。通信料は利用者負担です。

- 特定保健指導は、健診機関に実施を委託しています。  
健康診断を実施した後、健診機関から事業所宛に特定保健指導のご案内が届くことがあります。
- 特定保健指導の実施を希望する事業所で、健診機関からのご案内が届かない場合は、保健推進課までご連絡下さい。  
特定保健指導の実施専門業者をご紹介します。
- 特定保健指導の対象者は、40歳以上で、健診結果が国の示す基準に該当している方に限られます。  
対象者やプログラムなどの詳細については、機関誌『印刷けんぽ』306号12～13ページをご覧ください。  
上記のQRコードから閲覧することができます。

【お問合せ先】保健推進課（内線 501～505）

## 健康経営優良法人 2020 に 3 社が認定されました

令和 2 年 3 月 2 日、経済産業省より健康経営優良法人 2020 が公表されました。  
当組合からは、「中小規模法人部門」に申請していた 3 社が認定されました。おめでとうございます。

株式会社明祥（東京都） 株式会社東京ポリエチレン印刷社（東京都）  
株式会社太陽堂印刷所（千葉県）



健康経営優良法人へ申請するためには、「健康企業宣言」をしたうえで、「銀の認定」を受けることが必要です。  
「健康企業宣言」の詳細については、印刷健保ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】保健推進課（内線 501～505）

## 保険料についてのお知らせ

### ◎健康保険料の納め忘れにご注意ください

病気やけがをしたときに使う健康保険証。医療費は保険証を使うことで医療機関に支払う自己負担が 3 割になり、残りの 7 割については健康保険組合が負担しています。加入者の皆様が納める健康保険料は大切な財源です。納め忘れにご注意ください。

### ◎滞納処分を強化しています

健康保険法では「毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。」（第 164 条）と規定されており、納期内に納付しただけなかった場合は「保険料を滞納する者（滞納者）」となります。  
再三にわたる督促にも関わらず滞納が解消されない場合は、完納している事業所との公平性を保つため、預金や不動産、売掛金等の差押を執行し、未納保険料を回収することとなります。（健康保険法第 180 条）

2 月分保険料は令和元年度最後の保険料となります。まだ納付されていない事業所様は速やかに納付してください。

### ◎保険料の納付は口座振替をご利用ください

口座振替納付をご利用いただくと、金融機関等への保険料を納めに行く手間と時間が省けます。また自動引き落としになりますので、納め忘れの心配がなく、大変便利です。

指定金融機関等の口座から、毎月 1 日（土日祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。

口座振替を希望される事業所には、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付いたします。必要事項を記入・捺印の上、依頼先の金融機関で確認印を受け、提出してください。

なお、最近、2 以上事業所勤務者に該当される方が増えてきております。非選択事業所の保険料についても自動振替を実施しておりますので、希望される場合は、適用課徴収係までお問い合わせください。



【お問合せ先】適用課徴収係（内線 321～322）